

法務省行政文書管理規則の一部改正について

1 背景

本年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」等を受け、当省では、ペーパーレス化や業務効率化を一層進めるため、電子決裁を決裁の原則として位置づけるとともに、電子決裁との連動及び業務改善の観点から、行政文書の接受、施行等についても見直しを行うなど法務省文書取扱規程（昭和58年秘総訓第616号大臣訓令）を改正した「法務省行政文書取扱規則」（以下「新規則」という。）の策定を進めているところである。

この改正に併せ、法務省行政文書管理規則（平成23年法務省秘文訓第308号。以下「管理規則」という。）についても、所要の改正を行うこととしたい。

2 一部改正の概要

（1）接受、起案、決裁及び施行等の取扱いに関する規定の追加

（内容）

第32条 行政文書の接受、起案、決裁及び施行等については、新規則等の定めるところによる旨の規定を新設する。

（理由）

管理規則と新規則との関係性を明確にするため。

法務省行政文書取扱規則等としたのは、法務省行政文書取扱規則は法務省内部部局における行政文書の取扱いを定めるものであり、所管各庁においては、同規則を参考にそれぞれ個別の規則等を定めるため。

（2）別表第1の22の項の具体例の削除

（内容）

「文書接受簿」及び「発議文書処理簿」を削除する。

（理由）

法務省行政文書取扱規則における行政文書の取扱いにおいては、上記の帳簿を用いることを想定していないため。

3 施行日

施行日は平成26年4月1日とする。